

## 特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施しました。

道路構造に保全と交通の安全確保を図るため、湯沢警察署と合同で特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施しましたが、対象車両の通行は確認されませんでした。  
重量・寸法超過車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼす他、重大な事故を誘因させます。特殊車両を運行させる事業者は、道路を利用する方々に安全に通行していただくため、今後とも適切な運行をお願いいたします。

- 1、取締日時：平成28年10月31日（月） 14時10分～16時00分
- 2、取締場所：院内チェーン着脱所（湯沢市上院内字釜ノ上地内）
- 3、取締結果：対象車両なし

今回の取締りでは、対象車両の通行は確認されませんでした。夜間通行時間の条件等を付した車両や過積載車両等の通行がなかったことは、違反車両がいなかったこととなります。

今後とも違反車両の通行が無いよう適切な運行をお願いします。

<発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局、秋田県南日々新聞、秋田民報>

### 問い合わせ先

◆国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

副所長（道路）	松井 幸男（内線205）	（代表）0183-73-3174
道路管理課長	芳賀 俊之（内線431）	（直通）0183-73-5350
湯沢国道維持出張所長	大久保 広（内線6121）	（直通）0183-72-1661